

事務連絡
令和7年4月14日

管内旅客運送船舶運航事業者 各位

沖縄総合事務局運輸部首席運航労務監理官

安全統括管理者試験・運航管理者試験の開始について

平素より海事行政へのご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

知床遊覧船事故を受けた旅客船の安全・安心対策の1つとして、令和8年度（既存事業者は令和9年度）より、安全統括管理者及び運航管理者については、船舶の区分に応じた資格者証を有する者の中から選任することが必要となります。この資格者証を取得するために必要となる試験が、下記のとおり、令和7年5月1日から開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 受験申込

令和7年4月1日～随時

2. 試験実施日

令和7年5月1日～通年開催（祝日・年末年始除く）

3. 試験地 ※詳細については改めて公表

- ・全国約140か所の会場
- ・離島の一部会場（佐渡島、中通島、宮古島、石垣島、父島（小笠原））は、2025年度のみ開催予定（10月以降）。

4. 受験手数料

18,200円

5. 合否発表

即時（試験終了後すぐ）

6. 参考URL ※交付申請の方法等については改めて公表

（受験申込）https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93
（試験問題例等）https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html

以上

令和8年度以降（既存事業者は1年間の経過措置あり）の経験要件

安全統括管理者		運航管理者	
船舶運航事業又は内航海運業	運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務	1年以上	船長としての業務 1年以上 (貨物船は2年)
	船長又は乗組員としての業務		甲板部の職員としての業務 1年以上 (貨物船は2年)
	I S Mコードの管理責任者又は安全管理組織の要員としての業務		機関部又は無線部の職員としての業務 2年以上 (貨物船は3年)
	(令和8年度より前の) 安全統括管理者としての業務		運航管理者又は運航管理補助者としての業務その他の船舶の運航管理に関する業務(令和8年度より前の経験を含む。) 1年以上
内航船舶運航事業等 (遊漁船等)	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶安全統括管理者資格者証に限る。)	3年以上	船長としての業務 (自家用船は不可。) (小型船舶運航管理者資格者証に限る。) 3年以上
	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」（令和5年6月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）5（4）1に規定する「安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する」に相当する業務	1年以上	- -

※総合安全統括管理者資格者証及び大型船舶安全統括管理者資格者証については、大型船舶の経験でなければならない。

※経験年数の通算が可能。（例：船舶運航事業の船長と運航管理補助者の経験それぞれ半年ずつで、安全統括管理者資格者証を申請可能）